

第122回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
「連結注記表」
- 計算書類
「個別注記表」

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

東京ラヂエーター製造株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ T R S グループグローバル行動規範を定め、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ・ 総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。
- ・ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてイージーボイス制度（内部通報制度）を設け、法令遵守上の疑義のある行為等の把握に努める。
- ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
取締役及び使用人は万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。
- ・ また、取締役及び使用人は業務執行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為あるいはその恐れがある事態に遭遇した際は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告しその指示に従う。
- ・ 金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の仕組みの維持・強化を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に関する取締役会議事録や職務権限基準に基づいて意思決定された決裁書その他決定書面については、文書管理規程に従い、主管部署が保存・管理する。
- ・ 取締役及び監査役は、いつでもこれらの書面を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理体制の維持・向上を図るため、「リスク管理委員会」を定期的に開催し、重要事項を継続的に検討し、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等横断的な管理を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定め、個々のリスクを最小化するように努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の下に社長が議長を務める執行役員会を設け、経営に関する重要事項については、事前に議論を行い取締役会から委嘱された権限の範囲内で業務の執行及び施策実施等について審議し、意思決定を行う。
- ・業務の運営については、中期経営計画及び単年度の利益計画を策定し、全社的な目標を定めこれを達成するため取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ子会社との間では、執行役員会等、定期的開催される会議体等において、当社方針の伝達及び情報共有を行うと共にD O A規程に基づき、各社の一定の重要事項について当社への報告や当社の確認等を要すべきこととし、これによりグループ子会社における業務の適正を確保する。
また、業務の適正を確保するためにグループ子会社にまで適用されるT R Sグループグローバル行動規範を制定するとともにグループ子会社は自社の行動規範を定め、グループとしての法令及び定款の遵守に取り組む。更にグループ子会社においてもイージーボイス制度（内部通報制度）を導入し、法令又は定款違反等が発生した場合には、当社に対して報告することとする。
- ・内部監査室は、法令及び定款の遵守状況やリスク管理状況の確認等を目的として定期的に子会社監査を実施する。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助する使用人を求められた場合、監査役との協議のうえ、専任又は業務を兼任するスタッフを置くものとする。
- ・取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令のもとにその職務を遂行する。当該使用人の人事異動、評価等については監査役の同意を得ることとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制
その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役からの要請に基づき、職務の執行状況について説明するほか、監査役が参加する各種会議体において、当社及び当社グループ

の重要な決定事項、方針及び経営状況を報告する。

- ・取締役及び使用人は、監査役による年度監査計画に基づく定期的な部門監査の際に、職務の遂行状況や検討課題を報告する。
- ・内部監査室は監査役会に対し定期的に監査結果報告を行う。

(8) その他監査役会又は監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換を実施する機会を設けるとともに、監査役は監査法人から定期的に監査報告を受ける。
- ・費用等については、あらかじめ協議のうえ予算を設定するとともに、法令等に基づいて支払い等がなされるよう適切な措置を講ずるものとする。
- ・監査役に報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利益な扱いを受けない事とする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・経営理念は機会あるごとに社内周知を実施し、ホームページ上でも発信を実施している。
- ・行動規範は年1回『TRSグループグローバル行動規範』を、全従業員に周知し確認を実施している。
- ・全役員及び関連会社役員で構成される『グローバルコンプライアンス委員会』を年2回開催し、法令、定款及び社内規則の遵守状況を確認している。また、内部通報の状況について報告を受けるとともに、対応及び再発防止策の実施について審議している。
- ・コンプライアンスにかかわる教育は、新人研修、キャリア研修、階層別研修等を実施し、全社員に対しコンプライアンスに関する遵守状況を確認している。
- ・イーザーボイス制度は、コンプライアンス事務局が社内窓口及び社外窓口を設置し、通報者の保護を社内規則に明記することで適切に運用をしている。コンプライアンスオフィサーは運用状況について代表取締役社長に報告している。
- ・反社会的勢力対応マニュアルを社内周知するとともに、神奈川県企業防衛対策協議会に加入し、情報の収集を実施している。

- ・会計監査人は、当社並びに当社子会社の会計監査を実施している。会計監査は会社法及び金融商品取引法に基づき実施しており、あわせて定期的な意見交換、情報共有を行っている。さらに、財務報告の信頼性を向上させるため、内部監査室において金融商品取引法及び関連法規則に基づき、整備状況、運用状況について評価し、内部統制の有効性確認、改善を図っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録、各種会議体議事録、決裁書などを文書化し、内容確認の上、社内規程に基づき秘密漏洩防止措置を施し、適正に検索可能な状態で保存管理を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理委員会を年4回開催し、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある要因を定め、リスクを抑制する為の改善を図っている。また、大規模な事故・災害の発生に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、地震等を想定した訓練を実施し、BCPの周知徹底及び実効性の向上を図っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役会を年18回（2025年度実績）開催している。また、執行役員会は定期的に開催し、業務執行状況の確認をするとともに、経営にかかわる重要事項並びに取締役会決議事項について事前に協議及び審議を実施している。
- ・中期経営方針に基づく中期経営計画及び単年度の利益計画を策定し、各担当役員毎に毎年個別戦略に基づき実行に移している。また、全社的な目標の達成状況は各委員会にて毎月報告され、月次決算並びに四半期決算は執行役員会及び取締役会で報告されており、経営目標の達成に向け適正に管理している。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、取締役会規程及びDOA規程（決裁権限規程）に基づき、経営方針並びに各種方針等について、取締役会にて意思決定及び共有している。その下で各企業が事業運営を実施し、取締役会は適宜情報の共有並びに助言を実施している。さらに監査役が各企業と個別で情報の共有を実施し、適正に運営されているか監査を実施し、体制の強化に繋げている。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は監査役室を設置し、2名の使用人が監査役の職務を補助している。また、同使用人の異動並びに評価に関しては、監査役との事前協議を実施し決定している。

(7) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制
その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社は取締役会、執行役員会等の重要な会議体への監査役の出席機会を確保している。
また、監査役に対し、これらの会議体の審議事項についての事前連絡及び審議結果についての議事録による報告を行っている。さらに、監査役からの質問、情報提供依頼に対し、グループ会社も含めた取締役、使用人が速やかに回答している。
- ・各取締役及び使用人が、定期的に監査役との情報交換を実施し助言及び情報の共有を実施している。その結果を監査役会において情報共有をしている。
- ・内部監査室と監査役会は、定期的に情報交換を実施し、必要な報告を実施している。

(8) その他監査役会又は監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役と監査役は定期的に意見及び情報交換の機会を設け、監査の実効性を高めている。
- ・監査役は、監査法人から定期的に監査報告を受け、情報の共有を図っている。
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年予算を設け、全費用を支弁している。
- ・当社は、グループ会社も含めた取締役、従業員に対し、監査役に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わないことを行動規範に記載周知している。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しており、当該連結子会社は、株式会社トーシントクノ、重慶東京散熱器有限公司、無錫塔爾基熱交換器科技有限公司、PT. TOKYO RADIATOR SELAMAT SEMPURNA、TR Asia Co.,LTD.の5社であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社 一社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち重慶東京散熱器有限公司、無錫塔爾基熱交換器科技有限公司及び、TR Asia Co.,LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

総平均法による原価法

ロ 棚卸資産

・商品及び製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、有形固定資産の残存価額については、実質価額（備忘価額1円）まで減価償却を行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～60年

機械装置及び運搬具 4～12年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎としたクレーム費用発生見積額を計上しております。

ハ 特別クレーム損失引当金

当社製品を搭載した車両に係るリコールに伴う当社負担額の支出に備えるため、合理的に見積ることが可能な金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額を超えている場合には、連結貸借対照表の退職給付に係る資産に計上しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車用、その他各種用途の熱交換器、車体部品の製造・販売とこれに付帯する事業を営んでおり、これらの製品の販売については製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

海外販売については、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、販売数量等の情報を考慮して変動対価の額を見積り、その不確実性が事後の金額の確定にあたり、収益の減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

また、収益は顧客との契約においては約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、有償支給取引については、顧客からの対価より原材料等の仕入価格を除いた純額で収益を認識しております。

有償支給取引については、当該取引において買い戻す義務を負っているものについては、棚卸資産を引き続き認識しております。

- ⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により、円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 未適用の会計基準等に関する注記

- ・ 「リースに関する会計基準」 (企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目	当連結会計年度（千円）
繰延税金資産（純額）	84,160
繰延税金負債（純額）	1,005,971

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得の見積りに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

ロ 主要な仮定

将来の課税所得は業績予測に基づいて見積っておりますが、業績予測に用いた主な仮定は、将来の販売数量、販売単価及び営業費用などがあげられます。

ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

業績予測に用いた仮定は実績と乖離する可能性があり、将来の業績予測や課税所得の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響が及ぶ可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 25,419,488千円

(2)受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産の内訳は以下のとおりです。

①受取手形	287,987千円
②売掛金	5,505,190千円
計	5,793,178千円

(3)契約負債

流動負債のその他及び固定負債のその他のうち、契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

①流動負債のその他	33,517千円
②固定負債のその他	20,594千円
計	54,112千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類と総数

普通株式 10,400,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	306,599千円	32円50銭	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	276,190千円	29円00銭	2025年9月30日	2025年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	342,769千円	36円00銭	2026年3月31日	2026年6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業目的に沿った設備投資計画に照らし、必要な資金及び短期的な運転資金を調達しております。

それらの調達については、銀行借入れによっております。

一時的な余資は、短期的な預金に限定しており、投機的な取引は行わないこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。

投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスクの管理）

当社は営業債権について、毎月の検収管理業務により、取引先ごとに検収差異を把握し、残高の照合を行っております。連結子会社においては、毎月、入金の照合を行うとともに残高を把握しております。

なお、連結決算日における受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権のうち46.4%が大顧客1社に対するものです。

ロ 市場性のリスク

投資有価証券については、定期的に把握された時価が執行役員会に報告されております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券 (*2)	2,063,239	2,063,239	—
(2)破産更生債権等 (*3)	22,502		—
貸倒引当金	△22,502		—
	—	—	—
資 産 計	2,063,239	2,063,239	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」及び「電子記録債務」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,100

(*3) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

①金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	8,544,389	—	—	—
受取手形、売掛金 及び契約資産	5,793,178	—	—	—
電子記録債権	3,185,069	—	—	—
合計	17,522,637	—	—	—

(*) 破産更生債権等は、回収時期を合理的に見積もることができないため、記載しておりません。

②リース債務の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	51,839	56,552	55,645	30,728	34,529	39,524

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,063,239	—	—	2,063,239
資産計	2,063,239	—	—	2,063,239

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	22,502	22,502
貸倒引当金	—	—	△22,502	△22,502
資産計	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額からの現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	日本	中国	アジア	計		
外部顧客への売上高	29,038,467	3,422,039	2,922,174	35,382,680	—	35,382,680
セグメント間の内部 売上高又は振替高	595,378	2,538,740	3,317	3,137,437	△3,137,437	—
計	29,633,845	5,960,780	2,925,492	38,520,118	△3,137,437	35,382,680

(注) セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

- 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〔(4)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高

	差額 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	8,785,676
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	8,978,247
契約負債 (期首残高)	—
契約負債 (期末残高)	54,112

契約負債は、主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、顧客から受領した対価に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債のその他及び固定負債のその他に含まれております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,527円53銭
- (2) 1株当たり当期純利益 214円85銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

ロ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ 商品及び製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

ロ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、有形固定資産の残存価額については、実質価額（備忘価額 1円）まで減価償却を行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～60年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎としたクレーム費用発生見積額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しています。

当社製品を搭載した車両に係るリコールに伴う当社負担額の支出に備えるため、合理的に見積ることが可能な金額を計上しております。

③ 特別フレーム損失引当金

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車用、その他各種用途の熱交換器、車体部品の製造・販売とこれに付帯する事業を営んでおり、これらの製品の販売については製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

海外販売については、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、販売数量等の情報を考慮して変動対価の額を見積り、その不確実性が事後の金額の確定にあたり、収益の減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

また、収益は顧客との契約においては約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、有償受給取引については、顧客からの対価より原材料等の仕入価格を除いた純額で収益を認識しております。

有償支給取引については、当該取引において買い戻す義務を負っているものについては、棚卸資産を引き続き認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(7) その他計算書類作成のための重要な事項

・ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	当事業年度 (千円)
繰延税金資産 (純額)	38,486
繰延税金負債 (純額)	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得の見積りに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております

ロ 主要な仮定

将来の課税所得は業績予測に基づいて見積っておりますが、業績予測に用いた主な仮定は、将来の販売数量、販売単価及び営業費用などがあげられます。

ハ 翌事業年度の計算書類に与える影響

業績予測に用いた仮定は実績と乖離する可能性があり、将来の業績予測や課税所得の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響が及ぶ可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 17,414,051千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	257,163千円
② 短期金銭債務	97,975千円
③ 長期金銭債務	14,223千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,213,842千円
仕入高	1,142,827千円
その他の営業取引高	13,615千円
営業取引以外の取引高	1,005,906千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	878,617株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	234,059千円
減損損失	29,258千円
棚卸資産評価損	59,747千円
投資有価証券評価損	37,154千円
製品保証引当金	9,689千円
譲渡制限付株式報酬	32,790千円
特別クレーン損失引当金	17,929千円
環境対策費	9,252千円
未払事業税	19,809千円
繰越欠損金	268,268千円
その他	28,373千円
繰延税金資産小計	746,331千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△92,500千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△138,600千円
評価性引当額小計	△231,100千円
繰延税金資産合計	515,230千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△454,306千円
前払年金費用	△22,438千円
繰延税金負債合計	△476,744千円
繰延税金資産の純額	38,486千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主である筆頭株主	マレリ株式会社	埼玉県さいたま市北区	400,000	自動車部品の製造、販売	直接 12.11	同社より部品を購入	部品の購入(注2)	288,717	買掛金	28,287
						当社製品の販売	当社製品の販売(注2)	795,304	電子記録債 売掛金	35,798 89,595

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引に当たっては、市場価格から算定した価格及び主要株主である筆頭株主から提示された価格を検討の上、通常の取引条件で行われることなどに留意しております。

② 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社トーシンテクノ	神奈川県藤沢市	15 (百万円)	自動車部品の販売	直接 100.0	当社への部品販売、不動産賃借、役員兼任	資金の返済 資金の借入 支払利息(注2)	700,000 700,000 5,518	関係会社短期借入金 未払利息	700,000 3,325
子会社	無錫塔尔基熱交換器科技有限公司	中国江蘇省無錫市	5,220 (千米ドル)	自動車部品の製造・販売	直接 100.0	当社への製品・部品販売 当社からの部品仕入、技術支援 役員兼任	同社より部品を購入(注2) 当社製品の販売(注2) ロイヤリティーの受取(注2)	424,844 119,974 145,808	買掛金 売掛金 売掛金	26,833 17,687 65,275
子会社	重慶東京散热器有限公司	中国重慶市	3,282 (千米ドル)	自動車部品の製造・販売	直接 57.0	当社への製品・部品販売 当社からの部品仕入、技術支援 役員兼任	同社より部品を購入(注2) 当社製品の販売(注2) ロイヤリティーの受取(注2)	704,021 88,237 5,235	買掛金 売掛金 売掛金	54,262 15,197 2,767
子会社	PT. TOKYO RADIATOR SELAMAT SEMPURNA	インドネシア共和国バンテン州タンガラン市	66,900 (百万円(おおよそ))	自動車部品の製造・販売	直接 67.0	当社からの部品仕入、技術支援 役員兼任	当社製品の販売(注2) ロイヤリティーの受取(注2)	167,129 54,590	売掛金 売掛金	67,250 25,039
子会社	TR Asia Co.,LTD.	タイ王国バンコク都	3,100 (千パーツ)	自動車部品の製造・販売	直接 49.0	当社からの製品・部品仕入、技術支援 役員兼任	当社製品の販売(注2) ロイヤリティーの受取(注2)	14,284 118	売掛金	3,847

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 部品の購入については、提示された見積価格を参考にして交渉のうえ決定しております。
 製品の販売については、当社が提示した見積価格を参考にして交渉のうえ決定しております。
 ロイヤリティーについては、売上金額に応じ一定率の受け取りをしております。
 借入金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,627円75銭
(2) 1株当たり当期純利益	246円49銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。